



2.9 答申第 2 号

平成 30 年 3 月 28 日

土庄町監査委員 長 門 武 文 様

土庄町監査委員 木 場 隆 司 様

土庄町情報公開・行政不服審

会 長 葛 西 裕 匡



土庄町情報公開条例第 13 条の規定に基づく諮問に対する答申

平成 30 年 2 月 9 日付けで諮問のありました次の件について、別紙のとおり  
答申します。

土庄町監査委員あてに提出された平成 30 年 1 月 29 日付け審査請求につ  
いての諮問



## 別 紙

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

#### 第2 審査請求に至る経緯

(1) 平成29年11月24日付けで、本件審査請求人（以下「請求人」という。）から、土庄町監査委員（以下「実施機関」という。）に対して土庄町情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づく情報公開請求（以下「公開請求」という。）があった。公開請求の内容は、次のとおりである。

中余島、エンジェルロードの賃借料に関して、平成29年8月8日付住民監査請求書に対する監査の実施に際し、取得し、及び作成した一切の書類

(2) 実施機関は、平成29年12月7日付けで、この公開請求に対し、条例第9条第1号に該当すると判断される部分を非公開とする情報一部公開決定（以下「本件処分」という。）をした。

(3) 請求人は、本件処分を不服として平成30年1月29日付け（同31日到達）で、実施機関に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求を行った。

(4) 実施機関は、条例第13条の規定により、本件審査請求について平成30年2月9日付けで審査会に諮問した。

#### 第3 請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求書における請求人が主張する本件審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部を開示する必要がある。

#### 第4 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

- (1) 本件対象文書のうち、住民監査請求請求人の住民票中の「性別」、「生年月日」、「住民となった年月日」、「前住所」については、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものであることから条例第9条第1号に該当し、同号ただし書アからエには該当しないため非公開としたものである。
- (2) 本件対象文書のうち、住民監査請求に基づく監査に際し、監査対象課から証拠書類として提出された土地賃貸借契約書中の貸主の「住所」、「氏名」、「印影」については、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものであることから条例第9条第1号に該当し、同号ただし書アからエには該当しないため非公開としたものである。土地の所有者の住所及び氏名は、不動産登記簿に登記されるものであり、条例第9条第1号アに規定する「法令の規定により何人でも閲覧できるとされている情報」に該当するが、土地賃貸借契約書の貸主と土地所有者が同一であるとは限らず、土地賃貸借契約書中貸主の「住所」、「氏名」については、条例第9条第1号ただし書アに該当しないと判断したものである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例の目的は、その1条にあるように町民の情報の公開を求める権利を明らかにし、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって町政の発展に寄与することである。審査会は、この目的に適うように条例を解釈し、事案について判断する。

##### 2 本件対象情報の内容について

本件公開請求は、「中余島、エンジェルロードの賃借料に関して、平成29年8月8日付住民監査請求書に対する監査の実施に際し、取得し、及び作成した一切の書類」の情報の公開を求めたものであり、対象情報は、実施機関が実施した監査に際し、取得し、及び作成した次の書類と認められる。

- (1) 監査の実施に際し取得した書類

住民監査請求請求人の住民票、監査対象課から提出された弁明書及び証拠書類等

(2) 監査の実施に際し作成した書類

監査対象課に対する弁明書及び証拠書類の提出についての通知、住民監査請求決定書等

3 具体的な判断

(1) 住民監査請求請求人の住民票中の「性別」、「生年月日」、「住民となった年月日」、「前住所」について

条例第9条第1号は、同号ただし書に規定する「ア 法令の規定により何人でも閲覧できるとされている情報」、「イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報」、「ウ 法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で、公益上公開することが必要であると認められるもの」、「エ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報」に該当する情報を除き、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され得るもの」を非公開とすることができる情報として規定している。

住民監査請求請求人の住民票中の「性別」、「生年月日」、「住民となった年月日」、「前住所」については、特定の個人が識別され得るものであると認められることから、条例第9条第1号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(2) 監査対象課から証拠書類として提出された土地賃貸借契約書及び土地賃貸借契約書の一部を変更する契約書中の貸主の「住所」、「氏名」、「印影」について

監査対象課から証拠書類として提出された土地賃貸借契約書及び土地賃貸借契約書の一部を変更する契約書（以下「契約書等」という。）中の貸主の「住所」、「氏名」、「印影」については、特定の個人が識別され得るものであると認められることから、条例第9条第1号に該当すると認められる。

登記された土地の所有者の氏名及び住所は、不動産登記法（平成16年法律第123号）により不動産登記簿に登記され、公示されるものであること

から、条例9条第1号ただし書アに該当するといえる。しかし、契約書等中の貸主が不動産登記簿に登録された土地の所有者と必ずしも同一人であるとは限らず、実施機関が実施した監査に際し取得した書類からは、契約書等中の貸主が土地の所有者であることを確認できないことから、契約書等中の貸主の「住所」、「氏名」、「印影」については、条例9条第1号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

### (3) 結論

以上から、冒頭結論のとおり判断した。

以上